北　　第　　号

　年　　月　　日

（開示請求者） 様

（行政機関の長等）

**保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）**

年 　月 　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1　開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

|  |
| --- |
|  |

2　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

（審査請求等）

１　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（行政機関の長等）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見市（訴訟において北見市を代表する者は（行政機関の長等）となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

4　開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

|  |
| --- |
| （１）開示の実施の方法（２）事務所における開示を実施することができる日時及び場所（３）写しの送付を希望する場合の準備日数、写しの作成・送付に要する費用 |

（説明）

**1 「開示の実施の方法等**」

 (1) 「保有個人情報開示請求書」に「求める開示の実施方法等」を記載されなかった場合及び希望する方法、日時による開示ができないこととなった場合は、開示の実施の方法等について、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4（1）「開示の実施の方法」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の●日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、写しの作成及び送付に要する費用負担が必要となります。

(2) 希望する方法、日時による開示ができることとなった場合、その方法を記載しています。「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は同封いたしません。

**2 決定に対する審査請求等**

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2不開示とした部分とその理由」の「審査請求等」をお読みください。

**3 開示の実施について**

（1） 事務所における開示の実施を選択された場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちいただくとともに、写しの交付を受ける場合は、写しの作成に要する費用をご準備ください。

（2） 写しの送付を希望された場合は、写しの作成及び送付に要する費用を同封の納入通知書にてお支払いください。費用の受領を確認後、写しを送付いたします。

**4 本件連絡先**

　　　　　　　部　　　　　　　課

　　担当者　　氏　名

　　　　　　　電　話　　　(　　)　　　　内線